

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	吉川町 (豊岡)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月17日、令和6年3月3日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者ごとの農地の集約化自体は三木市内の他地域に比べると比較的進んでいる。また、65歳以上で後継者の定まった生産者の占める農地の割合が高く、将来的な営農継続についても良好である
 地区には中心経営体となる認定農業者が2経営体あり、今後は認定農業者を中心に地区内の農地の営農を進めることができるが、個人農家も多くの方が70歳以上となることから、新たな担い手の確保も同時に行って行く必要がある。
 併せて、担い手への農地の集約を更に進めていくことも検討の必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

村米制度による酒米の最高品種「山田錦」の生産を継続しつつ、減産傾向にある作付面積に対応するため、小粒種への転換や必要に応じて高収益作物への転作を図り、生産者の経営安定を目指す。
 今後、規模縮小や離農となる農地については、地区内の認定農業者に集約していくことで、安定的な営農を推進する。
 また、畜産業の6次産業化が進む地域である特色を活かし、行政・農協等と連携し、地産地消の推進並びに観光農業の活性化・充実を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>中心経営体が営農する農地は、プランに位置付けられている農地の内の4割を超えている。しかし、上記の課題でも見受けられるように65歳以上に占める耕作面積の割合も大きいため、リタイアのタイミング毎に集積だけでなく集約化を徐々に進めていく必要がある。</p> <p>中心経営体である認定農業者(島内裕治・弘毅、西山農)2経営体の受託する農地は、兵庫県農地中間管理機構(公益社団法人ひょうご農林機構)と連携した集積を推進し、以後も継続して農地管理等を委任する農地については、兵庫県農地中間管理機構を介した利用権設定を推奨する。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>豊岡地区において農地中間管理機構を活用した経営農地の集積・集約化を進めるが、貸し手については古来の村米制度の観点から、豊岡地区内の農業者に対しての貸付を優先するものとする。</p> <p>また、借り手がつかない場合等は、地域との協議・同意のもと中間管理機構を活用する。</p> <p>なお、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合においても、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手へのマッチングを進めることができるよう、行政や機構を通じて地区内の専業農家や兼業農家へ貸付けを進める。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>圃場の基盤整備が進んだ地域であり、更に農業の生産効率の向上と円滑な農地集積・集約化を図るため、地域ぐるみによる農地の維持管理と保全を実施する。</p> <p>また、認定農業者へ集約していく農地については、可能な範囲で、畦畔除去等区画を大きくすることも検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>作業の効率化が期待できる防除作業は、引き続きJA等の農業支援サービス事業者への委託を進める。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③担い手への農地集積集約を図り、国補助金を活用して機械化による農作業の効率化を推進する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取組を進めて行く。